

「川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正（案）の概要について

令和 6 年 10 月
こども未来部こども政策課

改正しようとする市規則

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年規則第 63 号。以下「市条例」という。）

関連する国の基準府省令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「基準府省令」という。）

関連する法律

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法①」という。）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「法②」という。）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号。以下「法③」という。）

1. 趣旨

基準府令の一部改正に鑑み、市条例の一部を改正しようとするものです。

2. 内容

（1）国の基準府令の改正概要

- ・ 教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の員数には、保育教諭等だけでなく、副園長又は教頭を算入することができることと、当該算入ができる副園長又は教頭については、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることとされています（基準府省令第 5 条第 3 項の表中備考第 1 号）。
- ・ ただし、法②施行後 10 年間（令和 6 年度末まで）は、同規定による副園長又は教頭の資格要件について、幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けている者でよいこととすることができる特例が設けられています（基準府省令附則第 3 条）。
- ・ これは、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた人材の不足状況を踏まえて経過措置を講じられているものですが、同様の特例を設けている

保育教諭等の特例について、延長の措置が講じられたこと（※参考）、及び保育教諭等の状況を考慮し、今般、副園長又は教頭についても、幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の員数に係る特例の延長が行われたものです。

- ・ 延長期間は、副園長又は教頭は、主幹保育教諭・指導保育教諭と同様に、他の職員に対する指導・助言を行う立場にあり、その職務上、教育・保育の両方に通じる必要性が他の職員よりも高いことから、主幹保育教諭・指導保育教諭に係る特例の延長期間と合わせて、2年間（令和8年度末まで）とされました。

（※参考）保育教諭等の特例の延長

- ・ 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の資格要件については、幼稚園教諭免許状及び保育士の登録を要する原則（法①第15条第1項及び第4項）及び幼稚園教諭免許状又は保育士の登録のいずれか一方を受けていればよいとする特例（法②附則第5条第1項及び第2項）が設けられていました。
- ・ 法③の改正に盛り込む形で、当該特例の期間が法②の施行後10年（令和6年度末まで）間から15年間（令和11年度末まで）に延長されました。
- ・ ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭については、他の職員に指導・助言を行う立場にあり、教育・保育の両方に通じる必要性が他の職員よりも高いこと等から、幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例については、2年間（令和8年度末まで）延長されました。

（2）市条例一部改正について

- ・ 当該基準は附則に規定する事項のため、法①第13条第2項及び基準府省令第1条第4号により、条例等を定めるに当たって参酌すべき基準とされていますが、市条例に関し当該基準の内容について本市の実情において異なる内容とすべき特殊事情・要因は見当たらないことから、国の基準府省令と同じ内容の改正を行うこととします。

3. 施行期日

公布の日

4. 効果

幼保連携型認定こども園の適正な運営に資することができます。